

諮問実施機関：滋賀県公安委員会（警察本部警務部総務課）

諮問日：平成29年8月10日（諮問第39号）

答申日：平成30年2月13日（答申第26号）

事件名：「審査請求人が申し出た苦情に係る関係書類」の一部開示決定に対する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県公安委員会（以下「実施機関」という。）は、不開示とした部分のうち、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、平成29年5月26日付けで、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求人が平成〇年〇月〇日に申し出た苦情に係る苦情受理簿、苦情受理・処理管理簿、苦情処理簿およびそれらの関係書類に係る保有個人情報について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報を特定した上で、本件開示請求に対応する保有個人情報については、条例第15条第2号および同条第7号に定める不開示情報であるとして、条例第19条第1項の規定により、平成29年6月8日付けで保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年6月13日付けで、本件決定に係る処分を不服として実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成29年8月10日付け滋公委発第134号で条例第43条第1項の規定に基づき、当審議会に諮問した。

第3 審査請求の内容

審査請求人が、審査請求書、反論書および意見陳述等で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

(1) 「苦情受理・処理管理簿」および「公安委員会苦情申出受理簿」に記載されている苦情受理者の氏名について

条例第15条第2号ただし書ウは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは開示することと定めており、「苦情受理・処理管理簿」および「公安委員会苦情申出受理簿」に記載された公安委員会補佐室員（以下「苦情受理者」という。）の氏名はこれに該当することから、処分庁は条例の解釈を誤っている。

(2) 「公安委員会苦情申出処理簿」の「事実確認結果」欄および「結論、措置」欄に記載されている聴取内容および組織としての判断、対応方針等について

「公安委員会苦情申出処理簿」の「事実確認結果」欄および「結論、措置」欄に記載された内容は、公務員の職務の遂行に係る情報であるため、条例第15条第2号ただし書ウに該当することから処分庁は条例の解釈を誤っている。

また、条例第17条は、「個人の権利利益を保護するために特に必要がある」ときの裁量的開示を認めており、審査請求人の苦情申出に対して、どのような調査が行われたのかを知りたいと考えていることから、当該「事実確認結果」欄および「結論、措置」欄の開示は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認められる。

(3) 苦情申出に対する対応の不当性について

滋賀県警察苦情取扱要綱（平成13年滋賀県警察本部訓令第20号）第3条は、「警察職員は、苦情を受理したときは、常に誠意をもってこれを取り扱い、事実に基づき適切な措置を講じなければならない」と定められているが、審査請求人の苦情申出に対する回答は、誠意をもって取り扱われたとは言い難く、苦情を申し出た個人の権利利益が侵害されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関の行った決定は、妥当である。

2 不開示理由について

- (1) 「苦情受理・処理管理簿」および「公安委員会苦情申出受理簿」に記載されている苦情受理者の氏名、印影および識別番号について

「苦情受理・処理管理簿」および「公安委員会苦情申出受理簿」には、苦情受理者の氏名、印影および識別番号が記載されているところ、これらの情報は、開示請求者以外の個人の情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述により開示請求者以外の特定の個人が識別できるものまたは特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当するものとして条例第 15 条第 2 号に該当する。なお、同号ただし書アは、「慣行として開示請求が知ることができ、または知ることが予定されている情報」について開示することとされているが、警部補以下の階級にある警察官およびこれに相当する職にある一般職員の氏名は、慣行として公になっていないため、開示することとされている情報に該当しないものである。

- (2) 「公安委員会苦情申出処理簿」の「事実確認結果」欄および「結論、措置」欄に記載されている聴取内容および組織としての判断、対応方針等について

ア 条例第 15 条第 2 号該当性について

「公安委員会苦情申出処理簿」には、審査請求人が申し出た苦情に係る関係者（以下「苦情調査対象者」という。）の供述内容が記載されており、当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

イ 条例第 15 条第 7 号該当性について

「公安委員会苦情申出処理簿」には、苦情調査対象者から聴取した内容および苦情処理を担当した警察官（以下「処理担当者」という。）の評価、意見等が記載されているところ、これらの情報を開示すると、苦情調査対象者は、相手に伝われば支障を来す内容を述べることができず、また、処理担当者は、評価、意見等について率直に記載することを躊躇^{ちゅうちよ}し、適正な評価、判断の記載を控えることとなるため、記載内容の形骸化を招きかねないほか、今後継続する苦情処理に際し、信頼や協力が得られなくなるなど、苦情処理業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 15 条第 7 号に該当する。

第 5 審議会の判断

1 基本的な考え方について

条例は、個人の権利利益を保護することを目的としており、第 1 条および第 13 条で何人にも実施機関が保有する自己に関する個人情報についての開示を求める権利を保障している。

条例で定めている開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であることから、実施機関においては、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。

一方で、条例は開示の例外として実施機関が開示しないことができる個人情報を第15条各号に制限的に列挙し、本人や第三者、法人等の権利利益や公共の利益等も適切に保護する必要があることを規定しており、開示・不開示の判断に当たっては本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較考量する必要がある。

2 本件開示請求について

本件開示請求の対象保有個人情報が記載された公文書は、警察法（昭和29年法律第162号）第79条に基づく苦情申出制度によって行われた申出に係る文書である。都道府県警察職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる（同条第1項）。そして、都道府県公安委員会は、苦情の申出があったときは、法令または条例の規定に基づき、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならないとされている（同条第2項）。

本件開示請求は、平成〇年〇月〇日に審査請求人が当該制度により申し出た苦情に係る関係書類についての開示が求められたものである。

実施機関は、対象保有個人情報を特定の上、その一部を不開示であるとしているが、審査請求人は、これを不服としてその開示を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

3 不開示情報該当性について

実施機関は、本件開示請求における不開示部分について、条例第15条第2号および第7号に該当する旨を主張していることから、以下、該当性について検討する。

(1) 条例第15条第2号および第7号の判断基準

ア 条例第15条第2号は、開示請求者本人に関する情報の中に本人以外の個人情報が含まれている場合において、その情報を本人に開示することにより、その中に含まれる他の個人の正当な利益が侵されることがあるため、このような場合には開示をしないというものである。ただし、同号ただし書アからウまでに掲げられているとおり、法令等の規定によりまたは慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報、公務員等の職務の遂行に係る情報等については、例外的に開示することとされている。

イ 条例第15条第7号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、

開示することにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報とするものである。そして、同号にいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、同号にいう「おそれ」については、その程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する利益等の侵害の蓋然性が要求されると解されている。

(2) 苦情受理者の氏名、印影および識別番号の部分について

ア 条例第 15 条第 2 号柱書該当性について

審査請求人は、警察法第 79 条の規定による苦情の申出に係る文書につき本件開示請求を行っているところ、当該文書のうち「苦情受理・処理管理簿」および「公安委員会苦情申出受理簿」には、当該苦情申出の対応を行った苦情受理者の氏名、印影および識別番号が記載されている部分が認められる。これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第 15 条第 2 号に該当する。

イ 条例第 15 条第 2 号ただし書該当性について

条例第 15 条第 2 号ただし書は、公務員等の職務の遂行に係る情報について、公務員等についても、個人としての権利利益は保護する必要があるが、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点から職および職務の遂行の内容については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示としないこととしたものである。一方、公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護することとした上で、同号ただし書アにいう「慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」に該当する場合には、開示されることとなる。ここで、「公にされている情報」とは、何人でも知り得る状態におかれている情報をいうこととされているところ、滋賀県警察職員の氏名については、人事異動の公表では警部または同相当職員の範囲について行われており、また、滋賀県職員録において掲載されている職員は警視あるいは警視相当職以上とされている。本件における苦情受理者は、警部補以下の警察官であると認められる。また、印影および識別番号の部分についても、慣行により公にされまたは公にされる情報であるという事情は認められない。これらのことからすると、苦情受理者の氏名、印影および識別番号は、同号ただし書アに該当するものとは認められない。

(3) 公安委員会苦情申出処理簿の「事実確認結果」欄および「結論、措置」欄の部分について

ア 条例第 15 条第 2 号該当性について

実施機関は、公安委員会苦情申出処理簿のうち、「事実確認結果」欄および「結論、措置」欄においては、苦情調査対象者からの供述内容が記録されており、当該情報は開示請求者以外の個人に関する情報であると主張している。

しかし、実施機関の口頭説明によると、本件における苦情調査対象者は、警察官であると認められるところ、警察官が公務員の身分を有していることおよび職務として苦情申出に係る調査としての聴取を受けていることからすると、調査対象者の供述内容については、条例第 15 条第 2 号ただし書ウに該当するため、同号柱書により不開示とすることはできない。しかしながら、審議会が対象保有個人情報に記載された公文書を見分したところ、実施機関は主張していないが、当該文書には苦情調査対象者以外の個人情報に記載されており、当該部分は同号に該当するため、開示することはできないといえる。

イ 条例第 15 条第 7 号該当性について

実施機関は、公安委員会苦情申出処理簿のうち、「事実確認結果」欄および「結論、措置」欄に記載された苦情調査対象者からの聴取内容、調査結果に基づく組織としての判断および対応方針等を開示することで、苦情処理の具体的な内容が得られなくなる等、今後の苦情処理業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張しているため、以下、検討する。

警察法第 79 条において、都道府県公安委員会は、法令または条例の規定に基づきこれを誠実に処理することとされており、これを受けて、滋賀県警察苦情取扱要綱第 5 条等において苦情申出に係る体制等が規定され、第 20 条において苦情処理についての具体的な規定が置かれている。また、実施機関の追加の口頭説明によると、警察法第 63 条、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条および滋賀県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令（平成 14 年滋賀県警察本部訓令第 9 号）第 8 条において、上司の指揮命令に従う義務、信用失墜行為等の禁止等が規定されており、これらの規定から総合的に判断すると、苦情調査対象者になった者が当該申出に係る調査のために聴取を受けた際には、回答を行う義務があると解されるとのことであった。つまり、直接的な明文の根拠規定はないものの、苦情調査対象者には法令等により回答を行う義務があると認められる。したがって、当該情報を開示することによって、事務の支障が生じるような特段の事情がある場合を除き、条例第 15 条第 7 号に該当しないものである。

本件においては、「事実確認結果」欄で不開示となっている調査対象者からの供述内容は、客観的事実に言及するものにとどまっており、当該情報を開示することが、今後継続する苦情処理制度の事務に支障を来す特段の事情があるものと認めることはできない。また、「結論、措置」欄においては、苦情処理の担当者が、

聴取した結果について評価等を行っているところ、当該情報についても、これを開示することが苦情処理制度の事務に支障を来すものとはいえないものである。

ウ 条例第 17 条該当性について

なお、審査請求人は、不開示部分の裁量的開示を求めているため、当該主張について検討する。条例第 17 条の裁量的開示とは、条例第 15 条第 1 号から第 7 号まで（第 5 号を除く。）のいずれかに該当する情報であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認められるときは、実施機関の高度の行政的な判断により開示することができるものである。審査請求人は、苦情申出に対してどのような調査が行われた結果、「苦情申出への回答について」の結論が出されたのかを知りたいと考えており、個人の権利利益を保護するため特に必要があると主張している。

しかしながら、不開示とされた部分のうち、当審議会でもなお不開示と判断する部分については、これらを不開示とすることにより保護すべき利益を犠牲にしてまで、審査請求人に開示すべき特段の必要性が認められるとはいえないことから、特別に開示すべき必要はないとして実施機関が裁量的開示を行わなかったことは是認できるものである。

第 6 まとめ

以上の理由から、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

第 7 審議会の処理経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議した。

年 月 日	審 議 の 内 容
平成 29 年 8 月 10 日	・実施機関から諮問を受けた。 ・実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
平成 29 年 10 月 3 日 (第 117 回審議会)	・審議会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成 29 年 11 月 29 日 (第 118 回審議会)	・実施機関から保有個人情報一部開示決定について口頭説明を受けた。 ・審査請求人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成 29 年 12 月 26 日 (第 119 回審議会)	・実施機関から、再度、保有個人情報一部開示決定について口頭説明を受けた。
平成 30 年 1 月 23 日 (第 120 回審議会)	・答申案の審議を行った。

*別表省略